

政府は、2015年10月から各個人に12ケタの背番号であるマイナンバーを振り、翌2016年1月からの運用を目指している。しかし、マイナンバー制度（共通番号制度）の対応に着手した企業は全体の2割未満、国民が制度の内容を知らないまま、事態が進行している。

そこで、市民生活、企業（事業者）や専門職にとり、危なく、問題だらけで、違憲のマイナンバー制度について検討する。

## 1. 「民－民－官」間で多目的に利用する問題点

### （1）住基ネットと違い、マイナンバー制は番号が漏れる

住基ネットでは、番号（住民票コード）は非公開で、「本人（民）－行政庁（官・半官機関）」の間で流通する。

これに対して、マイナンバー制度では、番号（マイナンバー）は公開で、一般に「本人（民）－企業（民）－行政庁（官・半官機関）」の間で流通し、人生80年超の時代に、生涯にわたり官民で使われることになる。

このことから、マイナンバー制では、役員や従業員などからマイナンバーの提示を受けた民間企業がマイナンバー情報を適正に管理できないと、番号漏れの原因となる。

つまり、マイナンバーの危うさは、国に400万近くも存在する中小零細事業で、そこから確実に漏れてしまう。しかも、民－民で流通するのでどこで漏れたかわからない。

### （2）国民に負担を強いる制度設計

今、企業（事業者）や税理士は、マイナンバーの取扱や内部管理について頭をかかえている。企業（事業者）やその役員や従業員、その家族、顧客などからマイナンバー付きで提供される「特定個人情報」の取り扱いに厳しい安全管理義務が課されるからだ。また、告知・提示された特定個人情報の意図的な外部漏洩などがあれば厳しい刑事罰（4年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又は併科）が課されることも不安の材料となっている。

商店経営者や会社経営者などの事業者は、これまでも税金の天引き徴収、各種社会保険番号を取り扱うように要求され、ただ働きをしてきた。今度はほとんど民間に役立たないマイナンバー管理の負担を、押し付けられたかっこうだ。

法定資料提出のため、様々な場面でマイナンバーは用いられる。従業員の人は、事業主からいきなり家族全員のマイナンバーを提示するように求められたらどれだけびっくりするだろう。家主もどんどん変わる店子に自分のマイナンバーを教えるはずがないのでは。講演料を受け取るのに、通知カードのコピーと運転免許証のコピーを郵送する、など心配でできるかどうか。その書類がどのように扱われるかは全く分からない。

官がその人の名前と住所でマイナンバーが取れるにもかかわらずに、である。

## 2. 憲法上の問題点

### （1）マイナンバーと憲法13条

マイナンバーを使い「国家による全国民のあらゆる個人情報の一元的分散管理」は、自由な社会、個人の人格権を保障する憲法に違反しないのか。

国家が管理することによりプライバシーの権利、「放っておかれる権利」である「自己情報コントロール権」が犯される。個人の尊厳に密接に関わる、医療、思想などのセンシティブな情報が追跡され突合せされる。また、自己情報コントロール権をマイポータルにより行使したい者は、公権力が指定した個人番号ICカードを所持せよとの考えは、憲法13条で保障されたプライバシー権に違反するのでは。

## **(2) マイナンバーと憲法25条**

マイナンバーにより給付を行うとしているが、かえって受給の抑制、受診の抑制が起こることも懸念される。

例えば、社会保障と医療の自己負担の合計額に上限を設定する総合合算制度は、社会保障の個人会計・家計簿になってしまう可能性もある。

## **(3) マイナンバーと憲法27条**

マイナンバー（個人番号ICカード）がなければ働けないことになれば、ホームレスのように理由がある人は社会保障の受給も受けられず、雇用からも排除される。

## **(4) マイナンバーと憲法29条・14条**

マイナンバーにより租税負担の公平が促進するとされているが、労働人口の90%を占める給与所得者はもともと補足率が高く、事業所得の収入と経費の補足はマイナンバーでは上がらない。

### **3. マイナンバー拡大利用の問題点**

現段階では、マイナンバーの利用は、社会保障・税・災害対策に限定される。したがって、課税庁が税分野においてマイナンバーを把握できるのは、納税状況や雇用主が従業員などに支払う給与関連の法定資料などに限られ、個人の金融口座や不動産などの資産情報は対象外である。

ところが、政府税調や政府のIT総合戦略本部、産業界は、早くもマイナンバーの拡大利用に動き出している。

政府関係者は、将来的に預貯金口座とマイナンバーの結びつけに期待を寄せる。負担能力に応じて医療・福祉サービスの増減させる仕組みの拡大に活用できるからだ。しかし、この制度自体、今まで所得税を払った後貯めてきたものに対する課税とも考えられ、税の在り方、社会保障の在り方の根本問題にもかかわるし、預金を下ろしてタンス預金にしてしまうことにもつながりかねない。

また、民間の自由な利用を許すと、例えば貸金業者は借手にマイナンバーの提示を求めたうえで貸し付けをできるようになる。その貸金業者が潰れ、消費者の個人番号情報が垂れ流しになり、闇で売買される等々、何でもあり得る。

セキュリティー大手トレンドマイクロの染谷征良さんは「導入当初のリスクは確かに低いが、民間利用が広がれば広がるほどほどリスクが増える」と注意を促す。

#### 4. 個人番号カードの問題点

マイナンバー制度はその実施に先立ち、各世帯に対し、自治体からマイナンバーが記載された紙製の「通知カード」が、簡易書留で5,400万世帯に送付されることになっている。この紙製の通知カードと写真を添え申請すると、「個人番号カード」に切り替えられる。ただ、カードに暗証番号を入れたりして本人に手渡すので、一人30分から40分かかるといわれている。すると申請した全員にいきわたるには3年ぐらいの年月がかかることになる。

また、マイナンバーそのものの利用には厳しい制約がかかっている一方、個人番号カードで本人確認をする機能は、法の目的に反しない範囲であれば、自治体独自の利用を単独で決めることもできる。

例えば千葉市は国民健康保険の保険証と個人番号カードの統合を検討している。自治体は条例で定めれば、ICチップの空き領域を使って図書館カードなどの機能を付け加えることも可能である。

すると、顔写真付きで重要な情報が入ったカードを紛失したりすれば大変なことになるし、このカードを使って、国が管理している本人の情報を見るマイポータルにもアクセスされ悪用される可能性がある。

さらに、国は、個人番号カードを国内パスポートとして常時携行の義務化をねらっている。そうなれば日本は恐ろしい監視国家になってしまう。

#### 5. 結論

マイナンバー制導入により、我々は3つの暴力にさらされる。

一つ目は「権力」による監視である。

二つ目は、あくなき利潤追求をするという「市場」の暴力である。自分たちの顧客の中の優良な顧客とそうでない顧客をより分けたい、労働者もより分けて選別された人達が、労働市場からつまはじきにされる。

三つ目は、成りすまし犯罪という「社会」である。マイナンバー制は、「民」「民」「官」で使う番号で、外部から見ることができる番号を使うので情報漏えいによる成りすましは必ず起こる。日本は本人確認をちゃんとやるからアメリカみたいに成りすましは起きません、というのが自分の番号が成りすましにより汚れてしまった人は、他の番号でないと生きていけない。番号制により成りすまさないで生きていけない世界ができてしまう

政府は3年後からのマイナンバーの民間利用を公表しており、銀行、証券会社、信託会社その他の金融機関などがそれらの取引先に付している口座番号などをすべてマイナンバーに付け替えさせることも考えられる。

成りすまし犯罪が大問題になっているアメリカは個別番号に戻すことを検討している。ICカードで本人確認をしていたイギリスは、国内パスポートの制度は人権の点から問題であると考え廃止に踏み切った。

理論面においても、国民に負担を強いる制度設計からしても、番号制の内容を知れば知るほど、国民のために百害あって一利なしの制度である。

我々は、まずは民間利用の拡大に反対し、さらにマイナンバー制度自体を廃止に追い込む必要があると強く思う。